

基本方向3 こども・青少年や子育て家庭のセーフティネットを確立します

すべてのこどもや青少年が安全・安心な環境で育ち、社会の一員として自立できるよう、こどもや青少年、子育て家庭が抱えるさまざまな不安や課題に柔軟かつ着実に解決を図る仕組みを確立します。

全国的に児童相談所に寄せられる児童虐待に関する相談件数は増加の一途をたどっています。児童虐待はこどもや青少年の心身を深く傷つけ、最悪の場合生命をも奪い、さらに虐待を受けた経験は、その後の心身の発達や人格の形成にも重大な影響を与える深刻な課題です。

こどもや青少年、子育て家庭をめぐるこのような深刻な課題に対して、まず、その発生を予防することが大切であるとともに、発生した課題を可能な限り早期に発見し、個々の状況に応じて適切に支援していくことが重要です。

さらに、虐待をはじめとするさまざまな理由により家庭において適切な養育を受けることができないこどもの数は、1,300人台で推移しています。すべてのこどもや青少年が尊厳を持って成長できるように、家庭の養育環境の改善への支援はもとより、地域社会において家庭の機能を補いながら、こどもの養育を支える社会的養育体制を充実していくことが求められています。このため、里親、ファミリーホームへの委託を推進し、また、児童養護施設等においても、より家庭的な養育環境を確保するため小規模化の推進を図るとともに、こどもの状態に応じた支援ができるように施設機能を充実していく必要があります。

こどもの貧困対策の推進にあたっては、こどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されないよう、貧困の状況にあるこどもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図る必要があります。

また、こどもや青少年をめぐる昨今の状況は、いじめ、不登校、ひきこもり、非行、少年犯罪など、さまざまな問題が発生し、深刻な社会問題となっています。最近ではスマートフォン等のアプリやSNSなどによるいじめが新たな問題となっており、いじめの未然防止、早期発見の仕組みを充実していく必要があります。さらに、社会構造の変化や雇用形態の多様化等雇用をめぐる環境が大きく変わってきている中で、社会的自立に困難を抱える若者の問題が顕在化しており、支援を充実していく必要があります。

めざすべき目標像

- 重大な児童虐待をはじめあらゆるこどもへの虐待を防ぐため、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応の仕組みや虐待を受けたこどもとその家庭を支える社会的な仕組みが整っている。
- こどもや青少年を守る社会的な仕組みが整い、こどもや青少年がさまざまな困難を乗り越え、社会の中で自立して生きていける。

はぐくみ指標

指標項目	現状値	目標（令和6年度）
「子育てが地域の人に（もしくは社会で）支えられている」と感じる保護者の割合	就学前児童 65.6% 就学児童 69.9%	就学前児童 70% 就学児童 70%
「子育てのストレスなどからこどもにきつくあたってしまう」と答える保護者の割合	就学前児童 36.3% 就学児童 28.4%	就学前児童 20% 就学児童 20%
社会的養育を必要とするこどもが家庭的な養育環境で生活できている割合（里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設、小規模グループケア）	33.1%	83.3%

基本施策・施策

基本施策（1）虐待の被害からこども・青少年を守る仕組みの充実	
施策1 児童虐待の発生を予防し、早期に発見・対応する仕組みを充実します 【重点施策11】児童虐待の発生を予防し、早期に発見・対応できる仕組みづくり	
施策2 虐待を受けたこども・青少年への支援の仕組みを充実します	
基本施策（2）社会的養育を必要とするこども・青少年の養育環境の充実	
施策1 里親等への委託等を推進します 【重点施策12】里親への委託等の家庭的な養育の推進	
施策2 こどもの権利擁護の取組を推進します	
施策3 家庭支援及びこども・青少年の自立支援の仕組みを充実します	
基本施策（3）こどもや青少年が抱える課題を解決する仕組みの充実	
施策1 こどもの貧困対策を推進します 【重点施策13】こどもの貧困対策の推進	
施策2 いじめや問題行動の未然防止、早期発見のための仕組みを充実します 【重点施策14】いじめへの対応	
施策3 不登校等の問題に適切に対応する仕組みを充実します 【重点施策15】不登校への対応	
施策4 こども・青少年が犯罪の被害に遭わないための環境をつくります	
施策5 社会的自立に困難を抱える若者を支援する取組を充実します 【重点施策16】若者への自立支援	

(1) 虐待の被害から子ども・青少年を守る仕組みの充実

施策1 児童虐待の発生を予防し、早期に発見・対応する仕組みを充実します

【基本認識】

児童虐待は、子どもや青少年の心身の発達や人格の形成に重大な影響を与えるものであり、児童虐待の発生を予防していくことが重要です。特に、虐待の疑いがある段階のできるだけ早期からの支援が必要とされています。虐待の未然防止や早期支援に向けて啓発を行い、専門機関をはじめ家庭、学校、地域等のより身近な地域のネットワークを充実していくこと、また、妊娠中や出産後間もない時期から子育て家庭への支援を充実し、子育て不安を軽減していくことが重要です。とりわけ、出産後の支援が必要と考えられる妊産婦については、医療機関等の関係機関と密接に連携しながら、妊娠・出産を通じて継続的に支援していく必要があります。

児童虐待の未然防止が第一ですが、児童虐待が発生した場合には、早期に発見し、迅速かつ適切に対応することが重要です。近年、こども相談センターへの児童虐待相談件数が急増し、緊急かつより高度な専門的対応が求められています。一方で、子育て不安の広がりもあって、身近な子育て相談へのニーズも高まっており、こども相談センターや各区保健福祉センターの子育て支援室などの相談機能を充実していく必要があります。こども相談センター、子育て支援室、地域団体、関係機関が一層連携し、個々の状態に応じた適切な支援を行うことが求められています。

【取組の方向性】

児童虐待の発生を予防し、早期に発見・対応できる仕組みづくり

出産後間もない時期等に、専門職が訪問して子育て家庭を支援し、こどもの健やかな育ちと子育て不安の軽減を図るとともに、子どもや保護者の心身の健康状態など、子育て家庭における不安な兆候や課題を早期に発見し、関係機関が連携しながら適切な支援を行います。地域での児童虐待の予防体制づくりを推進するとともに、積極的な啓発活動を行います。

また、関係機関や地域との連携により相談体制や通告受理体制を充実し、児童虐待の早期発見と迅速で適切な対応を推進します。また、増加する困難な虐待事例に適切に対応する支援体制を強化します。

こども相談センターについては、虐待相談と一時保護の増加に対応するため、複数設置を進めており、次の予定で取り組んでいます。

令和3年4月（仮称）北部こども相談センター開設予定

令和6年度（仮称）中央こども相談センター移転予定

令和8年度 4か所目の児童相談所開設予定

【重点施策 11】 児童虐待の発生を予防し、早期に発見・対応できる仕組みづくり

重点施策として実施する事業

(185) 児童虐待防止オレンジリボンキャンペーン

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○	○	○		

子育て家庭をはじめ、地域住民やこどもに関わる関係機関など、広く市民に対して、児童虐待防止に向けた啓発活動を行います。特に 11 月は、児童虐待防止推進月間オレンジリボンキャンペーンとして、大阪市、大阪府、堺市と連携したオープニング街頭キャンペーンの開催、啓発グッズの配布、プロスポーツチームとの連携、児童虐待防止講演会の開催などを実施します。さらに児童虐待防止にかかる社会的機運が高まるよう、行政と民間団体との連携した取組を推進します。

【こども青少年局】

施策指標	現状値 (平成 30 年度)
・児童虐待防止啓発活動への連携協力民間団体・企業数	—

(186) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○	○	○		

児童虐待防止に向け、要保護児童対策地域協議会を核として、地域のネットワークの一層の活性化を図り、こどもに関わる関係機関が連携し、情報交換や課題解決に向けた総合的な調整を行いながら、虐待防止・早期発見・早期対応をはじめとする保護や支援が必要なこどもに関する対策を円滑に実施します。

【こども青少年局】

施策指標	現状値 (平成 30 年度)
・区要保護児童対策地域協議会において、実務者会議を年間 12 回以上開催し、支援内容の検討を行い支援に繋げることができている区の割合	96%

(187) 児童虐待防止対策研修事業

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○	○	○		

各区の子育て支援室の職員を対象とし、児童虐待に対して適切に対応が可能となるよう職員の資質向上を図るため、区職員児童福祉司任用前研修や要保護児童対策調整機関研修を実施します。

【こども青少年局】

施策指標	現状値 (平成 30 年度)
・研修受講者の5割以上が研修を修了	43%

(188) 養育支援訪問事業

(子ども家庭支援員による家庭訪問事業・エンゼルサポーター派遣事業)

⇒ 57 ページに掲載

(189) 未就園児等全戸訪問事業

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○	○	○		

未就園で、地域子育て支援拠点や一時預かり等の子育て支援サービスを利用していないなど、関係機関による安全確認ができない子どもについて家庭を訪問し、児童虐待の早期発見・早期対応への取組を強化します。

【こども青少年局】

施策指標	現状値 (平成 30 年度)
・安全確認が必要な把握対象児童の状況把握の割合	—

(190) 児童虐待ホットライン等の虐待通告・安全確認事業

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○	○	○		

虐待相談通告として 24 時間 365 日体制で対応する児童虐待専用電話「児童虐待ホットライン」を設置し、フリーダイヤルで、市民等からの通告・相談を受理し、迅速な対応で専任相談員が対応します。

また、児童虐待対応協力員を配置し、夜間休日における安全確認を迅速に行います。

児童虐待ホットライン：0120-017-285（まずは一報、なにわっ子）

【こども青少年局】

施策指標	現状値 (平成 30 年度)
・安全確認後、虐待対応進捗管理会議を行い、通告があった児童に対して必要な支援が決定できた割合	100%

(191) 児童虐待防止関係機関連携強化事業

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○	○	○		

要支援児童等を把握しやすい立場にある精神科医療機関、保育施設等に対し、直近の法改正の内容、虐待に関する指針等や適切な通告窓口の周知及び情報提供依頼を行います。

また、区役所職員向けに精神科医師による研修や、体罰によらない育児の重要性についての研修を実施し、保護者へ適切な支援を行います。

あわせて、区役所窓口等にて、体罰によらない育児の重要性についてのリーフレットを配布します。

【こども青少年局】

施策指標	現状値 (平成 30 年度)
・保育・幼児教育センターが実施している研修のアンケートにおいて、保育施設等の専門職がリーフレットの内容を知っていると答えた割合 ・専門研修受講後の区役所職員へのアンケートにおいて、保護者に対して効果的な支援等につなげるのに「役に立つ」又は「概ね役に立つ」という回答の割合	—

実施事業（全市共通）

（192）教職員研修

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○	○		

児童虐待防止と早期発見・早期対応、育児困難な状況にある保護者への支援のあり方等に関する教職員研修を教育センター及び市内4ブロックの地域研修において実施します。

【教育委員会事務局】

（193）大阪市児童福祉審議会児童虐待事例検証部会

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○	○	○		

児童虐待防止法に基づき、虐待を受けたこどもがその心身に重大な被害を受けた事例が起こった場合、事例を分析・検証し、再発防止策の検討を行います。

【こども青少年局】

（194）こども相談センターの法的対応機能強化事業

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○	○	○		

児童虐待の対応においては、保護者とのトラブルに係る対応や、児童への支援を行うにあたり家庭裁判所への申立等の法的対応を必要とすることが多いため、弁護士等による調整や援助を得てそれらの対応を円滑に行います。

【こども青少年局】

（195）こども相談センターのスーパーバイズ・権利擁護機能強化事業

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○	○	○		

こども相談センターだけでは対応に限界のある高度な専門技術や知識を必要とする事例に対応するため、性的虐待における事実確認面接と性加害児童の治療・教育に関するスーパーバイズ体制を整備します。

【こども青少年局】

(196) 一時保護所

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○	○	○		

主として、2～18歳までの児童に対し、緊急に保護を要する場合、又は指導・治療のために短期の入所保護が必要とされる場合に一時保護を実施しています。一時保護所では、児童指導員及び保育士等の専門スタッフにより24時間体制のケアを行います。

【こども青少年局】

(197) 第三者専門家チームの設置

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○	○		

いじめ、不登校、児童虐待、暴力行為等、学校だけでは解決が困難な事案について、弁護士・精神科医・臨床心理士・社会福祉士・警察官経験者等から構成される第三者専門家チームが、第三者として専門的な立場を生かした支援を行います。

【教育委員会事務局】

(198) SNSを活用した児童虐待相談事業

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○	○	○		

大阪府・堺市と協力し、大阪府下全域を対象として、若年層のコミュニケーション手段であるSNSを活用した子育て相談等の窓口を開設します。子育て中の保護者やこども等による相談を受け付け、子育ての悩み相談の知識を持った専門員が対応することにより、不安解消を図ります。

令和2年度は、1か月間の試行実施を行います（令和2年7月）。試行実施において、実施時間帯や緊急案件等の問題点の検証を行い、令和3年度の本格実施につなげます。

【こども青少年局】

(199) 産前・産後母子支援事業

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○				

支援コーディネーター及び看護師等を配置した施設において、特定妊婦等の相談に応じ、関係機関と連携して妊娠早期からの切れ目ない包括的な支援を実施することにより、これらの妊婦の安全で安心な妊娠・出産を図るとともに、日齢0日児問題を未然に防ぐことをめざします。

【こども青少年局】

再掲 (95) 養育支援訪問事業（専門的家庭訪問支援事業） ⇒ 102 ページに掲載

施策2 虐待を受けた子どもへの支援の仕組みを充実します

【基本認識】

虐待を受けた子どもが健やかに成長できるよう、個々の状態に応じた適切な支援や保護、専門的な指導や治療を行っていく必要があります。また、家族の再統合や養育機能の強化など家庭への支援も重要です。さらに、関係機関が情報を共有するとともに、虐待事例を分析し、児童虐待の予防や再発防止に努めることが重要です。

【取組の方向性】

被虐待児と家族への支援の推進

医療機関との連携により、被虐待児への適切な診断や治療を充実するとともに、保護者も含めた専門的な相談や回復支援を推進します。また、虐待を行った家族の再統合を図るなど被虐待児やその家族への支援を推進します。関係機関の連携による情報共有や事例検討により、虐待の被害から子どもを守る取組の一層の充実を図ります。

被虐待児と家族への支援の推進

実施事業（全市共通）

（200）家族再統合支援事業

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○	○	○		

精神科医・小児科医や心理職員による保護者と子どもへの個別カウンセリングや保護者対象のグループカウンセリング、又はグループプログラムなどを通じて、子どもや保護者の虐待の傷を癒し、保護者が虐待に至らない養育が可能となるように支援します。

【こども青少年局】

（201）こども相談センターの医療的機能強化事業

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○	○	○		

こども相談センターでは対応しきれない医学的判断・治療が必要となるケースについて迅速かつ適切に対応するため、協力病院を指定し、医学的な判断や専門的助言を得るとともに、法医学による鑑定、こども虐待医療支援検討会の開催等のシステムを整備し、こども相談センターの医療的機能を強化します。

【こども青少年局】

再掲（186）子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 ⇒ 143 ページに掲載

(2) 社会的養育を必要とするこども・青少年の養育環境の充実

施策1 里親・ファミリーホームへの委託等を推進します

【基本認識】

親の離婚や虐待などさまざまな理由により、家庭での養育が困難な状況にあるこどもの数が1,200人台で推移しています。そうしたこどもたちにとっても家庭的な環境の中で健やかに養育されることが成長や発達において大切です。しかし、家庭養育を行う里親やファミリーホームで生活しているこどもは少なく、社会的養護の仕組みを一層充実していく必要があります。

一方で、多くのこどもが児童養護施設等の施設で生活しています。とりわけ、被虐待児の占める割合が増加し、従来の集団的ケアでは、適切な支援が難しい状況になっています。こどもの大切な生活の場として施設機能を充実するとともに、こどもが抱える背景の多様化・複雑化や、入所しているこどもの高年齢化等に対応するため、個々の状況に応じたきめ細かな支援を行っていく必要があります。

また、全国的に被措置児童等への虐待も課題となっています。社会的養護を担う人材の育成や施設におけるケアの体制を充実するとともに、外部からの評価や検証の仕組みを推進するなど、こどもの権利を擁護する取組を充実していく必要があります。

【取組の方向性】

里親・ファミリーホームへの委託等の家庭的な養育の推進

家庭養育の仕組みを充実するため里親やファミリーホームへの委託を推進するとともに、社会的養護を担う施設においても、生活環境としての施設機能を充実や、ケア単位の小規模化などにより個々の状況に応じた支援を進めます。また、社会的養護の質を一層高めるため、実践的な研修を実施するなど社会的養護を担う人材の専門性を高めます。児童養護施設等においては、被措置児童等への虐待に適切に対応する体制を整え、外部評価等で運営の客観性を高めることにより、施設の支援機能の質を高め、入所児童の権利擁護を強化します。

【重点施策 12】 里親・ファミリーホームへの委託等の家庭的な養育の推進

重点施策として実施する事業

(202) 里親子への一貫した支援体制の構築・里親委託推進事業

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○	○	○		

こども相談センター内に開設した「里親子包括支援室」において、里親養育能力の向上をめざしたスキルアップ研修、専門相談の受付やメールでの相談等を実施することで切れ目のない支援体制を構築し、家庭養育推進のための里親制度普及から里親支援、里親委託のこどもの自立支援まで一貫した体制を作ります。

また、家庭での養育が困難なこどもの養護として、最も家庭環境に近い里親委託を推進し、里親制度の普及と里親開拓を進めていきます。

里親制度：

家庭のいろいろな事情のため保護者と離れて暮らさなければならないこどもを、豊かな愛情と理解をもって自身の家庭に迎え入れ養育する制度

養育里親	事情があって保護者と暮らせないこどもを一定期間、自分の家庭に迎え入れて養育する里親
専門里親	養育里親のうち、虐待や非行、障がいなどの理由により専門的な援助を必要とするこどもを養育する里親
養子縁組里親	保護者が養育できないこどもを養子縁組を前提として養育する里親
親族里親	両親等が死亡、行方不明などによりこどもを養育できない場合に、祖父母などの扶養義務者及びその配偶者である親族の家庭で養育する里親

【こども青少年局】

施策指標	現状値 (平成 30 年度)
・里親委託率	16.70%

(203) 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○	○	○		

個々の児童に適した多様な養育環境を提供するため、要保護児童の養育に関し、相当の経験を有する養育者等によりきめ細かな家庭養育を行います。

小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）：

専任の養育者の住居で、要保護児童5人ないし6人を受け入れ、一定期間養育する事業で、養育里親の経験など一定の要件を満たす養育者3人以上で養育にあたります。

【こども青少年局】

施策指標	現状値 (平成30年度)
「(203) 里親子への一貫した支援体制の構築・里親委託推進事業」と同じ	

(204) 児童福祉施設の小規模化

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○	○	○		

虐待を受けたこどもや愛着障がいのあるこどもへの対応には、大規模な集団によるケアでは限界があります。このため、小規模グループケアや地域小規模児童養護施設の拡充を図り、施設におけるケア単位の小規模化を推進します。

【こども青少年局】

施策指標	現状値 (平成30年度)
・小規模グループケア・地域小規模児童養護施設の割合	16.35%

実施事業（全市共通）

(205) 児童心理治療施設

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○	○	○		

心理的、精神的問題を抱え、日常生活の多岐にわたり支障をきたしているこどもとその家族に、専門的な治療や生活指導を行います。（3か所設置）

【こども青少年局】

施策2 こどもの権利擁護の取組を推進します

【基本認識】

こどもが権利の主体であるという平成28年改正児童福祉法の理念を念頭に、当事者であるこども、社会的養護経験者や保護者などの支援の対象となる者や、里親や児童養護施設などの支援を提供する者の意見が適切に反映される必要があります。

【取組の方向性】

こどもの権利擁護の取組

社会的養護の質を確保するため、担い手となる人材及びその専門性を確保するとともに、計画的に育成するための仕組みの整備を図ります。また、社会的養護のもとで暮らすこどもは、措置により生活する環境が決定されるため、被措置児童への虐待等を予防し、措置されたこどもの権利擁護を図り、また、こどもの意見に配慮した施設運営を進めます。

こどもの権利擁護の取組

実施事業（全市共通）

（206）児童養護施設等職員に対する研修

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○	○	○		

施設職員の専門性を高めるための研修やこどもの権利に関する意識を高める研修、また、施設における組織的なケアの向上と人材育成を可能とするスーパーバイザー養成研修などを行います。

【こども青少年局】

(207) 被措置児童等虐待予防への取組

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○	○	○		

こどもの権利擁護という観点から、こどもが安心して生活を送り、適切な支援を受けながら自立していくための環境を整える取組や、行政機関、施設など関係機関が共通の認識を持ち、被措置児童への虐待等を予防するための取組を進めます。また、施設運営については、施設職員相互に意思疎通・意見交換を図りながら方針を定めることや、相互理解や信頼関係を築き、チームワークのとれた風通しのよい組織づくりを進めることなど、開かれた施設運営をめざします。

【こども青少年局】

(208) 未成年後見人支援事業

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○	○	○		

こども相談センター所長が、親権を行う者のいない児童等で、その福祉のために必要であると判断し、家庭裁判所に対し選任請求を行った未成年後見人等に対する報酬の全部又は一部を負担します。また、後見人、被後見人の損害賠償保険の保険料を負担します。

【こども青少年局】

施策3 家庭支援及び子ども・青少年の自立支援の仕組みを充実します

【基本認識】

家庭において適切な養育を受けることができない子どもに対して、里親、ファミリーホームや児童養護施設等において社会的養護を行うことはもとより、家庭で生活する子どもが健やかにはぐくまれるよう、子育て家庭への支援を充実していく必要があります。とりわけ、虐待の危険性が高いなど、さまざまな課題を抱える子育て家庭に対して、子どもと保護者が地域で家庭生活を営むことができるように支援していくことが重要です。

社会的養護の最終的な目標は、子どもが将来自立した社会人として生活できるように支援することです。また社会的養護のもとで育った子どもが退所後もできるだけ円滑に社会で自立した生活を送っていきけるよう継続して支援していくことが重要です。そのためには、措置（入所）期間を通じて、子どもが社会性を獲得し、自立することを見据えて適切な支援を行っていく必要があります。また、施設等を退所し、自立するにあたって保護者等から支援を受けられない場合も多く、さまざまな課題を抱える可能性が高いことから、就職や進学などの各段階で、身近な地域で関係機関等が連携しながら支援する仕組みを充実していくことが求められています。

【取組の方向性】

家庭支援機能等の強化

施設入所せず関係機関の見守りにより在宅で生活をつづける子どもや、施設を退所後に家庭復帰する子どもの健やかな育ちを支援するために、地域における家庭を支援するさまざまな機能を強化します。

社会的養護のもとで育った子ども・青少年への社会的自立の支援の充実

社会的養護のもとで育った子ども・青少年に対し、施設入所中からの自立に向けた支援と施設退所後における生活設計や就労相談、生活指導、共同生活の場の提供など、総合的な自立支援を進めます。さらに、気軽に相談できる拠点づくりや当事者を中心とした自助グループ育成支援を進め、社会的自立を支援します。

実施事業（全市共通）

(209) 児童家庭支援センターの役割検討

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○	○	○		

令和 8 年度に児童相談所が 4 か所となる予定であり、これまで以上にきめ細やかな支援が可能となる中、児童家庭支援センターについて、どのような補完的役割を担うべきか、また、子ども家庭総合支援拠点に対する必要な助言・支援について具体的にどのような支援的役割を担うべきかを必要な箇所数増とあわせて検討します。

【こども青少年局】

(210) 要保護児童対策地域協議会の機能強化

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○	○	○		

各区保健福祉センター子育て支援室職員や各区要保護児童対策地域協議会構成員のレベルアップを図るための研修等を実施し、協議会の専門性の向上を図るとともに、協議会の活性化により地域における児童虐待防止や子育てを支援するネットワークを強化します。

【こども青少年局】

再掲（112）こども相談センターにおける子育て家庭への相談や支援

⇒ 111 ページに掲載

再掲（188）養育支援訪問事業（子ども家庭支援員による家庭訪問支援事業・エンゼルサポーター派遣事業） ⇒ 144 ページに掲載

実施事業（全市共通）

(211) 施設退所児童等に対する指導や支援

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
			○	○	

児童養護施設等退所予定児童に対して社会生活への適応を容易にするための適切な指導・助言等を行うとともに、退所した児童に対する職業斡旋や適切な就業環境を得るための職場開拓、並びに就職後の相談等の就業支援を実施します。

【こども青少年局】

(212) 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
			○	○	

児童養護施設等を退所し、自立のための援助や生活指導等が必要と認められた児童について自立援助ホームへの入居を承諾し、就労への取組及び職場の対人関係についての援助・指導を行い、児童の社会的自立を支援します。

【こども青少年局】

(213) 施設における自立支援事業

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○	○	○		

児童養護施設等において、基礎学習指導をはじめ長期的な視点で施設入所児童の退所後を見据えた社会的自立を支援します。

【こども青少年局】

(214) 母子生活支援施設退所児童支援ネットワーク事業

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○	○	○	○	

母子生活施設にネットワーク担当職員を配置し、児童自身が施設や地域資源との関係を継続できるよう支援を行うとともに、母親に対しても、入所中の段階から退所後を見据えた支援を行います。

【こども青少年局】

(215) 施設退所者等自立支援事業

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
			○	○	

自立支援コーディネーターが、退所予定児童等やこども相談センター職員、里親や施設職員など、支援に関わってきた者等による会議を開催し、これらの意見を踏まえ、継続支援計画を策定します。

また、児童養護施設等に退所（予定）児童支援専門職員を配置し、退所前から退所後まで切れ目のない支援を実施します。

【こども青少年局】

(216) 社会的養護継続支援事業

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○	○	○		

児童養護施設等の措置解除後も自立支援を継続する必要性が高い場合、児童養護施設等において居住の場を確保し、居住費や生活費、学習費などを施設等に支給します。

【こども青少年局】

(217) 就学者自立生活援助事業

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
				○	

大学等に就学している自立援助ホーム入居者について、20歳到達後から22歳の年度末まで（やむを得ない休学等により22歳を超えて就学している場合は卒業まで）の間、引き続き、生活費、特別育成費、就職支度費、大学進学等自立生活支度費等の支援を行います。

【こども青少年局】

(218) 身元保証人確保対策事業

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○	○	○		

児童養護施設等に入所中又は退所した児童等に対し、就職や進学時、アパート等を借りる際の身元保証人及び連帯保証人を確保します。

【こども青少年局】